

労働安全衛生法施行令の一部改正

平成 24 年 9 月 20 日に、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。これにより、「インジウム化合物」、「エチルベンゼン」並びに「コバルト及びその無機化合物」（以下、上記 3 物質）を製造又は取り扱う業務について、労働者の健康障害防止措置の拡充のため改正されました。改正の内容については、以下の通りです。

①名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、上記 3 物質が追加。

②健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務に、上記 3 物質を製造し、又は取り扱う業務が追加。

③特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、上記 3 物質が追加。

この③により作業環境測定を行うべき作業場に、上記 3 物質を製造し、又は取り扱う屋内作業場が追加されましたが、「エチルベンゼン」並びに「コバルト及びその無機化合物」を製造、もしくは取り扱う作業場において、厚生労働省令で定める業務については、適用除外となっています。

その作業としては、「エチルベンゼン等に係る塗装業務以外の業務」、「コバルト等を触媒として取り扱う業務」です。施行は、平成 25 年 1 月 1 日ですが、経過措置として、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、作業環境測定の実施を要しないとしています。

リスク管理の観点から、現状把握を踏まえて事前の測定を行ってみませんか。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 241 号）

衛生技術箇所 山田悠貴

H.23 年度土壤汚染状況調査・対策に関する実態調査結果について

土壤環境センターは平成 24 年 10 月 12 日、平成 23 年度における会員企業の土壤汚染調査・対策事業の受注件数、受注高など土壤汚染状況調査・対策に関する実態について公表しました。

これまでの特徴としては、土壤汚染対策法の施行（平成 15 年 2 月 15 日）以降、平成 18 年度までは受注件数、受注高ともに増加が続いていましたが、平成 19 年度頃からは共に下降傾向にありました。平成 23 年度は、受注件数は前年度実績に対して 20%低下したものの、受注高は前年度比 48%増加となりました。

また、調査の受注件数の内訳は、自主：81%、条例・要綱：10%、法：9%（そのうち第 3 条：28%、第 4 条：72%）、対策の受注件数の内訳は、自主：81%、条例・要綱：8%、法：11%（そのうち要措置区域の対策：13%、形質変更時要届出区域の対策：87%）という結果でした。

＜備考＞

回答企業数……………100 社

受注件数（調査・対策）……7,266 件（前年度比 20%減）

受注高（調査・対策）……1,479 億円（前年度比 48%増）

当社では、土壤汚染調査や土壤の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 10 月 12 日付 社団法人 土壤環境センター ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請について](#)
2. [PCB を含む廃棄物の焼却実証試験の実施について環境省](#)
3. [水生生物の保全に関する水質環境基準の項目追加等について](#)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたことになります。

お問合せはこちら

